

別紙2 測量等業務について

1 路線（高低）測量

- (1) 一時保護所リース建築物の設置に当たり現況調査を行うとともに、近隣データ等
を入手し、基礎形状や地耐力の検討を行うことを目的とする。
- (2) 資料収集
埋没管理者に次の埋没物のあり・なしを紹介し、埋没物が存在する場合は、原則
として資料を入手又は転写すること。
 - ・上水道施設、下水道施設、ガス施設、電力施設、通信施設、その他（道路用地内
に埋没する管理者が明らかな施設）
- (3) 成果品
現況平面図（敷地境界入）・作工物調査図及び縦断図・横断図、並びに各調書

2 地質調査（ボーリング調査）

- (1) 目的
主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、試料
を採取すること、沈下量を測定すること及び液状化を判定することを目的とする。
- (2) 調査位置
ボーリング位置は、原則として委託者の立会いの上で決定するものとし、後日、
調査位置が確認できるようにしなければならない。また、調査完了したボーリング
孔附近には、標識を設置しなければならない。
- (3) 調査内容
 - ・ボーリング本数：2本、孔径：86mm、深度：15m
 - ・沈下量及び液状化調査に必要な室内検査
- (4) 成果品
提出する成果品は、次のとおりとする。
 - ・調査位置案内図、調査位置平面図、土質[※]又は地質断面図（着色を含む。）、その他
各種図面類（原図：各1部、複写：2部）
※土質の分類は、JGS0051-2000 地盤教材の工学的分類方法（日本統一土質分類法）によるものと
する。
 - ・作業時の記録等は、ボーリング柱状図作成要領（案）[※]に従い、柱状図に整理して
提出するものとする。
※ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（建設大臣官房技術調査室監修、平成11年5月発行
（財）日本建設情報総合センター）

3 その他

- (1) 本別紙に記載されていない事項は、「札幌市地質・土質調査業務共通仕様書」によ
ること。

- (2) 調査測量範囲外においても、測量範囲に隣接した高さに大きな変化点がある場合は、その変化点までの測量を行うこと。
- (3) 調査測量範囲にある工事支障物件（地上物・地下埋設物）と考えられるものについては、平面図に位置を記載し、現況写真を撮影すること。
- (4) 調査測量範囲にある民地等の境界杭（石標・木杭等）については、平面図に位置を記載し、現況写真を撮影すること。